

新型コロナウイルス感染症対策資金 に係る信用保証料を補助します。

浜田市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の資金繰り等を支援するため、島根県中小企業制度融資「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を利用した事業者へ、島根県信用保証協会の信用保証料の一部を補助する制度を創設しました。

1 補助対象者

浜田市内の中小事業者で、島根県中小企業制度融資のうち
「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資を受けた方

2 補助額

信用保証料の全額（分割で支払う場合にあっては初回分のみ）
※ただし1事業者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限は30万円

3 申請期限

対象融資を受けた後3ヶ月以内

4 必要書類

- (1) 浜田市新型コロナウイルス感染症対策資金融資信用保証料補助金交付申請書兼請求書
- (2) 島根県信用保証協会信用保証書の写し
- (3) 信用保証料受入証明書の写し

5 申請窓口

浜田市商工労働課（浜田市役所本庁4階）
TEL：0855-25-9501

お気軽にお問合せください

※令和2年4月1日より受付開始します。

※島根県中小企業制度融資「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」の概要については、裏面をご覧ください。

経済変動等資金

令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等に対し、経済変動等資金「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を創設します。

制 度 名	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金
対 象 者	新型コロナウイルスの発生に起因して、以下の影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 売上高等が、最近1か月間が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間が前年同期に比して20%以上減少が見込まれるもの ※市町村による「セーフティネット保証4号指定」認定書が必要
融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ※借換不可
融 資 期 間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有外 年1.10%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年0.71%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	令和2年3月9日からセーフティネット4号の指定期限（令和2年6月1日） ※融資実行開始が可能となる日は取扱金融機関によって異なりますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金 ご利用の流れ

本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の担当課等の窓口にて認定申請書2通提出し、認定を受ける。

融資の
申込

※認定書
が必要

融資審査

保証審査

保証承諾

融資実行

※ 申請方法等については各市町村へお問合せください。

※ 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ
TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>